

管理企画指導室

管理企画指導室の取組

総 括

（１）下水道の持続的な経営について

- １）下水道経営の現状・課題
- ２）経営健全化サイクルの構築に向けた取組の推進
- ３）その他（経営改善に関連して）

（２）下水道分野のウォーターPPP等 PPP/PFI（官民連携）推進について

- １）下水道分野のウォーターPPPについて
- ２）下水道分野の PPP/PFI 全般について
- ３）下水道分野の PPP/PFI の実施状況（R6.4 時点）
- ４）下水道用地の利活用

（３）下水道の適切な維持管理について

- １）維持管理事故への対応

（４）規制改革等の対応について

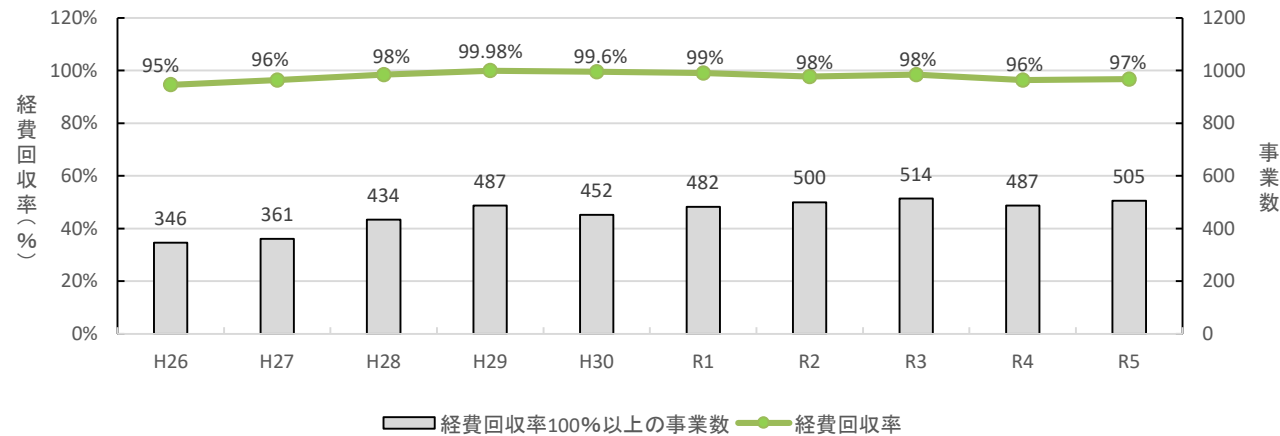
- １）デジタル臨時行政調査会等の対応
- ２）規制改革実施計画を踏まえた下水道法施行令等の改正

(1) 下水道の持続的な経営について

1) 下水道経営の現状・課題

- 近年、下水道経営の状況は全体的に改善傾向にあるが、3/4 の事業では、使用料で回収すべき汚水処理に要する費用単価（汚水処理原価）が使用料単価を上回る「原価割れ」の状態。
- 費用構造に比べ基本使用料割合が低く、人口減少の進行等により、下水道サービスの維持が困難となるおそれがある。
- 今後、人口減少等に伴う収入の減少や老朽化施設の増大等により、厳しい経営環境になることが想定される中、将来に亘って下水道サービスを維持するためには、経営に関する的確な現状把握や中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定・改定、定期検証に基づく収支構造の適正化を推進する必要がある。

■経費回収率の推移



出典：地方公営企業年鑑（総務省）をもとに作成
※公共下水道事業（特環、特公を含む）を対象としている。
※平成 26 年度以降の経費回収率は、補助金等を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。
※グラフ中、経費回収率 100%以上の事業数の（ ）内の数字は、全事業数における割合を示している。

■下水道事業における公営企業会計適用の取組状況 (R6. 4. 1 時点)

	人口3万人以上								人口3万人未満 ※3			
	公共下水道事業及び流域下水道事業※1				その他の下水道事業※2				下水道事業			
	R5.4.1時点		R6.4.1時点		R5.4.1時点		R6.4.1時点		R5.4.1時点		R6.4.1時点	
	事業数	%	事業数	%	事業数	%	事業数	%	事業数	%	事業数	%
①適用済	1,155	(100.0%)	1,157	(100.0%)	579	(78.9%)	709	(97.4%)	756	(46.8%)	1,582	(98.3%)
②適用に取組中	0	(0.0%)	0	(0.0%)	132	(18.0%)	9	(1.2%)	844	(52.3%)	17	(1.1%)
小計	1,155	(100.0%)	1,157	(100.0%)	711	(96.9%)	718	(98.6%)	1,600	(99.1%)	1,599	(99.4%)
③検討中	0	(0.0%)	0	(0.0%)	19	(2.6%)	6	(0.8%)	10	(0.6%)	4	(0.2%)
④検討未着手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	4	(0.5%)	4	(0.5%)	4	(0.2%)	6	(0.4%)
合計	1,155	(100.0%)	1,157	(100.0%)	734	(100.0%)	728	(100.0%)	1,614	(100.0%)	1,609	(100.0%)
(参考) 合計 (統合・廃止確定等を含む)	1,182	-	1,184	-	780	-	773	-	1,633	-	1,621	-

(出典)「公営企業会計適用の取組状況(令和6年4月1日時点)」(総務省)をもとに作成
(注1)公共下水道事業には、特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。
(注2)その他下水道事業については、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業を実施している団体を対象。
(注3)人口3万人未満については、公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業を実施している団体を対象。
(注4)本調査は、都道府県及び市区町村(一部事務組合を含む。)を対象。
(注5)「統合・廃止確定等」は、地方債の償還のみの事業(特定企業会計)を含む。

【参考】「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書

(令和2年7月)

○昨今の厳しい経営環境を踏まえ、今後目指すべき下水道事業経営の方向性と国等による支援等のあり方について以下の提言がなされている。

(1) 経営状況の「見える化」等による住民理解の促進

- ・ 経営戦略の策定・改定を通じた経営状況の「見える化」 等

(2) 下水道管理者による経営努力の徹底

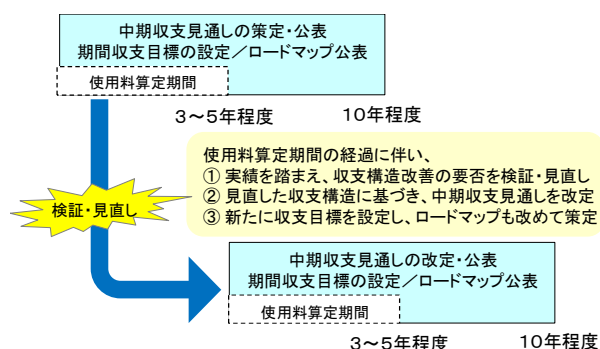
- ・ 新技術の導入、広域化・共同化、官民連携等による費用低減 等

(3) 中長期的な観点からの適切な収支構造への見直し等

- ・ 経営健全化(定期的な収支構造の検証・見直し)サイクルの構築 等

○報告書では、「現下の経済情勢や市民生活及び経済活動に与える影響等にも十分に配慮しつつ、収支構造の見直しの検討を不断に進めることが求められる」と記されている。

【経営健全化サイクルのイメージ】



【参考】

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000646.html

2) 経営健全化サイクルの構築に向けた取組の推進

(i) 社会資本整備総合交付金等の交付要件化

- 国土交通省では、下水道事業における経営健全化サイクルの構築を推進するため、社会資本整備総合交付金等の活用にあたって、以下について要件化しているので留意されたい。
 - ・ 人口3万人未満の地方公共団体においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること(R2年度交付要件化)
 - ・ 公営企業会計を適用済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出すること(R2年度交付要件化)

(ii) 国土交通省による取組支援

- 国土交通省では、各団体の経営健全化に向けた取組を支援するため、以下の取組を行っているところ。

○ 上下水道事業経営セミナーの開催

- 上下水道経営を担当する者を対象に令和6年9月、令和7年2月にオンラインにてセミナーを開催。
- 国等からの情報提供、優良団体の事例発表、グループディスカッションを行い多くの団体が参加。
令和6年9月：約350団体、約440名
令和7年2月：約660団体、約910名
- セミナーの資料や質疑応答等は国土交通省HPにて公表。
- 今年度も本セミナーを開催する予定のため、都道府県におかれては、積極的な参加並びに管内の市町村に対する積極的な参加の働き掛けや情報・発表事例の共有をお願いしたい。

○ 経営健全化に取り組む中小団体の優良事例集の提供

- ノウハウや人員の不足が深刻化している小規模団体の経営健全化を推進するため、実務的な参考資料として活用できるよう、過去10年において段階的に収支構造の改善がなされている中小規模の地方公共団体を抽出し、収支構造改善の取組内容や実現できた理由・背景等についてまとめた優良事例集や既に経費回収率100%を達成している中小規模の地方公共団体を抽出し、経費回収率100%を達成するまでに取り組んだ経営健全化策等や実現できた理由・背景等についてまとめた優良事例集を国土交通省HP上で公表。

○ 経営状況の見える化（経営情報比較ツール）について

- 他団体との比較を通じ、経営状況を客観的に把握し、収支構造の適正化を図る際の参考となるよう、汚水処理原価や使用料単価等の代表的な経営指標を類似団体区分毎に一覧化し国土交通省HPで公表。

【参考】

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000574.html

(iii) 都道府県による管内市町村の経営健全化支援のお願い

- 中小規模の団体は、特に人員の確保やノウハウの蓄積等の面で執行体制が脆弱であるため、各都道府県におかれては、広域連携に関する体制の構築や先進事例の紹介、下水道経営に精通した人材の紹介、各種情報提供など、管内の各下水道事業の経営健全化の取組について、具体的かつ積極的な支援に取り組んでいただきたい。
- 例えば、経営戦略等の策定支援や経営相談対応、使用料算定期間経過時の検証業務などを都道府県にて共同発注することなども有効な取組と考えられるので検討いただきたい。

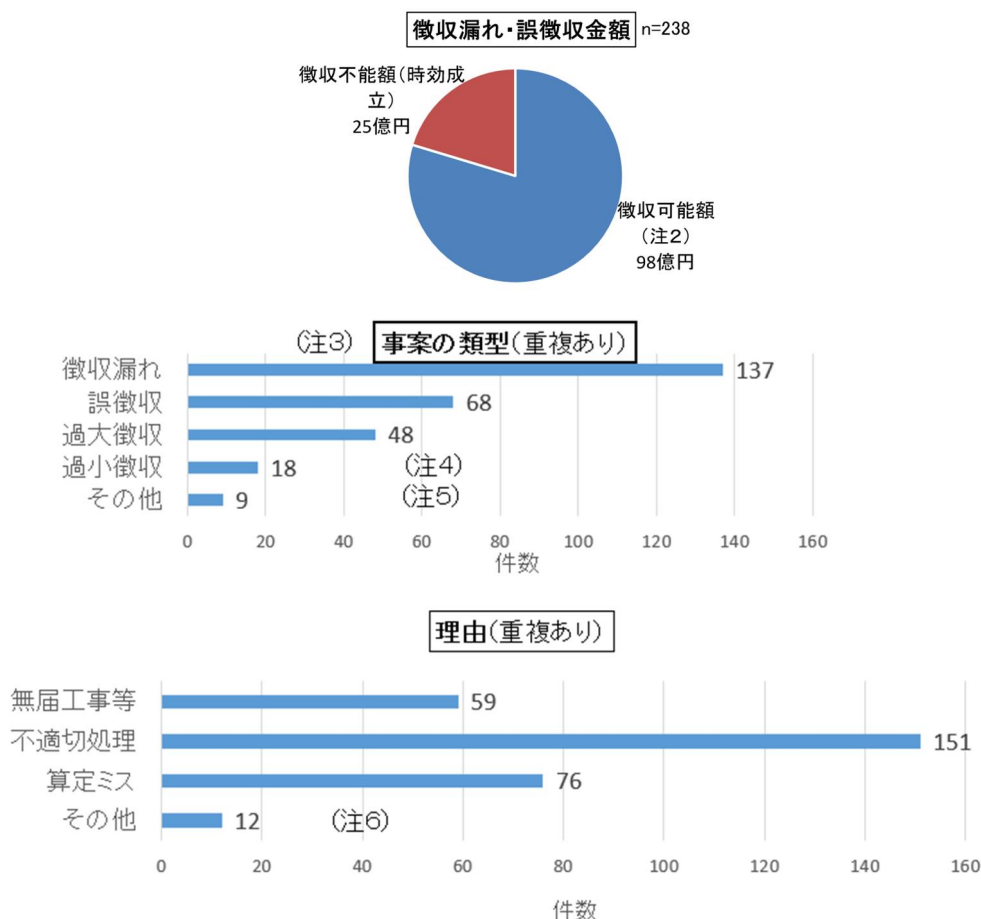
3) その他（経営改善に関連して）

(i) 下水道使用料等の適切な徴収等

- 従前から無届工事や職員の事務処理ミス等により下水道使用料や受益者負担金等の徴収漏れや誤徴収、過大徴収等の事案が発生しており、昨年度においても徴収漏れ等が報道されているところ。
- 下水道使用料等の適切な徴収を行うことは、負担の公平性の確保や下水道経営改善の観点から極めて重要であることから、再度、その徹底をお願いする。
- 都道府県におかれては、管内市町村に対して、使用料賦課徴収漏れ等につき、同様の事案の未然防止に努めるよう注意喚起をしていただくとともに、今後下水道使用料の誤徴収等の事案が判明した際には、速やかに国へ情報提供いただくよう、改めて周知をお願いする。

【参考】

a. 使用料の徴収漏れ・誤徴収事案の類型（平成25年度～令和6年度）（注1）



- (注1) 平成25年度～令和6年度に発覚したもので、報告、報道等により国土交通省が把握している事案を対象。
- (注2) 対象の238件のうち、徴収可・不可（時効成立した額）の不明なものは「徴収可能額」に計上している。
- (注3) 徴収漏れ・誤徴収金額が発生した事案238件のうち、類型や理由が明らかなものを記載しているため、合計数は全体件数と一致しない
- (注4) 「過大徴収」「過小徴収」の区分が不明なものは、「誤徴収」に計上している。
- (注5) 類型の「その他」は、データの入力替わり（第3者の使用量により使用料を賦課）、過去に判明し徴収漏れの処理を怠っていた、滞納を不適切に放置 等
- (注6) 理由の「その他」は、請求書の未発送、規定に基づかない減免処分、汚水管を雨水管に誤接続（検査が適正に行われていなかった） 等

b. 主な内容及びその対策

○下水道使用料の賦課徴収漏れ

使用者側の原因（無届工事、使用開始の届出漏れ、接続工事申請内容の不備等）や下水道部局側の原因（事務処理ミス）による徴収漏れ

- 複数の職員で定期的に突合する等のチェック体制の強化
- 下水道使用に係る各種届出について、排水設備業者への指導の徹底及び届出内容の確認強化
- 建築審査部門との連携による確認強化 等

○受益者負担金等の賦課徴収漏れ

受益者負担金等の徴収を猶予している土地において、土地所有者等が猶予事由が消滅しても届出を出さないこと等により時効が成立し、徴収漏れが発生

- 公債権管理等の研修による人材育成及び組織づくり
- 条例等により義務付けられている猶予理由消滅届・現況届等について継続的な制度周知を行うほか、猶予地の定期的な現地確認の実施
- 農業委員会等との連携による徴収猶予中の受益地の管理徹底
- 賦課徴収事務など組織が作成又は取得した文書の保存及び管理の徹底

等

（ii）重点支援地方交付金の活用について

- 物価高騰の影響を受けた下水道事業者に対する支援については、「水道事業者等及び下水道事業者への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について」（令和6年11月29日付け事務連絡）において周知しているところ。
- 活用状況について令和7年2月末時点でフォローアップ調査をおこなった。

【下水道使用料の減免】

・事業実施済	1 団体
・事業実施中	6 団体
・事業実施予定	1 1 団体
・事業実施予定無し	1, 4 4 8 団体

【下水道の維持管理等】

・事業実施済	4 団体
・事業実施中	1 3 団体
・事業実施予定	1 6 団体
・事業実施予定無し	1, 4 3 3 団体

- 今後、同様の措置が行われた場合において、物価高騰により事業経費が増大している団体については、引き続き重点支援地方交付金の活用について検討いただきたい。

(iii) 下水道経営に関する各種研修、ツール等について

○総務省

➤ 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

D X・G Xの取組、経営戦略の改定・経営改善、上下水道の広域化及び公営企業会計の適用等を含む支援分野について、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣。

➤ 公営企業会計適用後の会計業務に関するQ&A集及びチェックリスト

日々の会計処理、財務諸表の作成及び予算書の作成等に活用されたい。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html

○地方共同法人日本下水道事業団

➤ 下水道研修

下水道使用料や経営戦略、受益者負担金、企業会計(予算書、決算書作成)、消費税、滞納対策など下水道経営に関する各種内容について、研修センター(埼玉県戸田市)での対面集合宿泊型研修や各地方の会場へ講師が出向いて開催する地方研修、またオンデマンドによる研修を実施。

➤ 派遣研修、個別課題研修

地方公共団体等が主催する研修会への派遣研修や下水道経営に関する各種課題等に対し、その分野に精通した講師を要請団体へ派遣し、共に課題解決等を図る派遣型個別課題研修やオンラインによる個別課題研修を実施。

<https://www.jswa.go.jp/kensyu/index.html>

○公益社団法人日本下水道協会

➤ 下水道経営ハンドブック

下水道経営の在り方や最新の地方財政措置等の内容をまとめた下水道経営ハンドブック(令和7年度版)を8月頃に発刊予定。

➤ 下水道使用料改定シミュレーションソフト

使用料改定を行う自治体を支援するため令和5年10月に「使用料改定シミュレーションソフト」を公表。ソフトはエクセルで作成しており自治体独自のアレンジが可能。また、決算統計などの既存データを入力することで改定率の目安を試算できる初任者向けの「簡易版」と、詳細なデータ入力により使用料体系まで検討可能な実務者向けの「詳細版」があり、目的に応じ活用可能。

➤ シミュレーションソフトを活用した下水道使用料改定講習会

協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」をもとに、使用料改定の基本的考え方の解説や、シミュレーションソフトの活用方法等を説明する講習会を2会場で開催。

東京都 : 11月19日(水)

大阪府 : 調整中(10月～1月頃)

- **初任者のための徴収事務講習会（下水道使用料・受益者負担金）**
協会発行の「徴収事務の手引き」をもとに、徴収事務の実務経験が浅い（1～2年程度）職員を対象に、徴収事務の基本的な実務の流れやポイント等を説明する講習会を東京会場で開催。
下水道使用料：11月20日（木）
受益者負担金：11月21日（金）

(2) 下水道分野のウォーターPPP 等 PPP/PFI (官民連携) 推進について

1) 下水道分野のウォーターPPP

1 PPP/PFI 推進アクションプランの概要

- 2023 (令和 5) 年 6 月 2 日に開催された、第 19 回民間資金等活用事業推進会議 (PFI 推進会議) で、PPP/PFI 推進アクションプラン (令和 5 年改定版) が決定され、「ウォーターPPP」が盛り込まれた。
- 下水道分野では、令和 8 年度までに 6 件のコンセッション方式の具体化、令和 13 年度までに 100 件のウォーターPPP の具体化を狙うこと、とされている。
- また、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP 導入を決定済みであることを令和 9 年度以降に要件化する」とされており、令和 9 年度以降、污水管改築の国費支援を受けるには、この要件を充足いただく必要がある。
- 2024 (令和 6) 年 6 月 3 日に決定された PPP/PFI 推進アクションプラン (令和 6 年改定版) では、分野横断型・広域型ウォーターPPP の形成促進が盛り込まれた。

※分野横断型は、類似施設・共通業務の連携により効率化を図るもの。

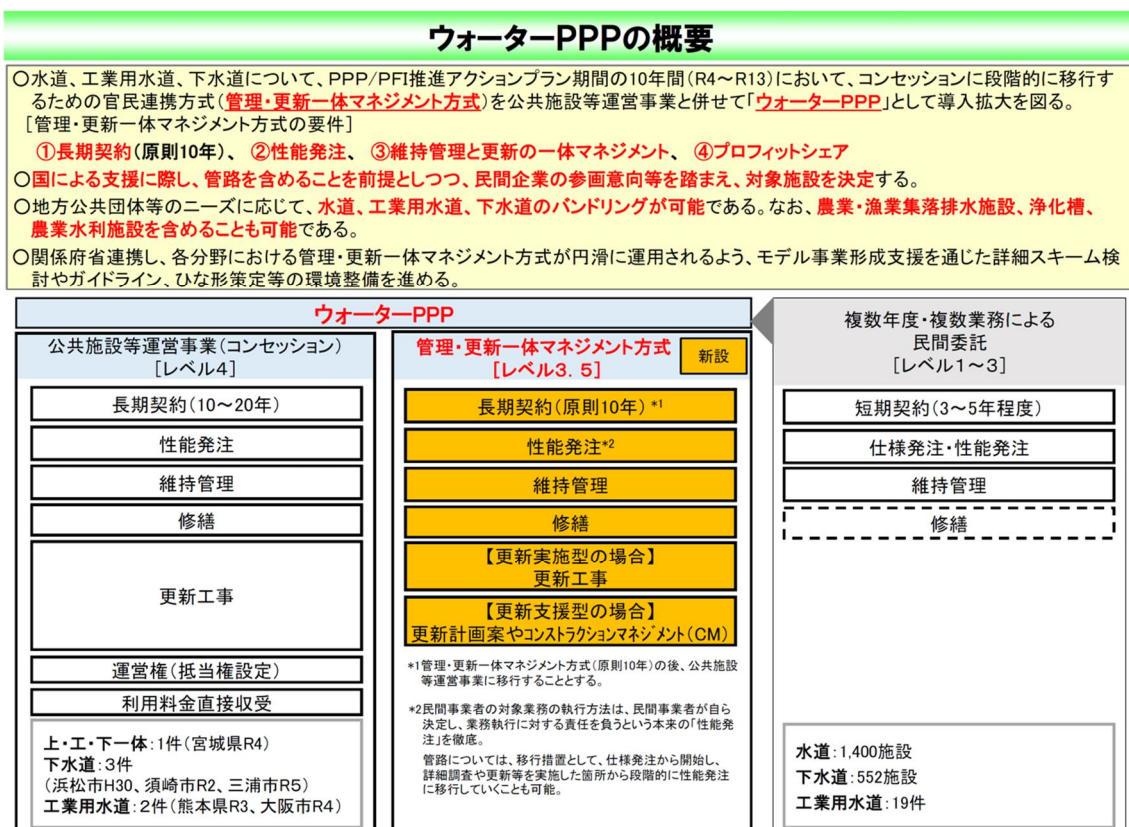
※広域型は、地方公共団体間の連携により業務の効率化・補完にも資するもの。

引き続き、地域の実情に即したウォーターPPP の推進が、上下水道事業の持続性の向上につながるよう、様々な手段の組合せも含め、前向きにお取り組みいただきたい。

2 ウォーターPPPの概要

- ウォーターPPP は、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式の総称。
- このうち、管理・更新一体マネジメント方式は、コンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式として、また、水道、下水道、工業用水道分野において、コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式であり、複数年度・複数業務による民間委託（レベル 1～3）とコンセッション方式（レベル 4）の間に位置することからレベル 3.5 とも呼ばれる。
- レベル 3.5 は、①長期契約（原則 10 年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの 4 要件をすべて充足する民間委託であり、維持管理に、更新（改築）の要素が加わり、一体となることで、コンセッション方式に準ずる効果・メリットを期待でき、また、公共施設等運営権の設定を必要としない等、コンセッション方式よりも取り組みやすいものになっていると考えられる。

図表 1 ウォーターPPP



3 下水道分野のウォーターPPPの推進

- 国土交通省としても、ウォーターPPPは、職員不足、施設老朽化、使用料収入減少等、地方公共団体が抱える様々な課題を解決するための一つの有効な手段と考えており、下水道事業・経営の持続性を向上させるための大きな転換点として捉えていただき、前向きな導入検討の開始をお願いしたいと考えているところ。

- なお、令和7年度中にウォーターPPP（レベル3.5）の入札・公募開始等を予定する地方公共団体は、概要が判明した時点で国土交通省（上下水道審議官グループ）までお知らせいただきたい。 ※予期しない要件不充足等を回避する趣旨

【お問い合わせ先】国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課管理企画指導室（上下水道審議官グループ）

ウォーターPPP 地方公共団体向け窓口 hqt-sewerage-waterppp@gxb.mlit.go.jp

ウォーターPPP 民間事業者等向け窓口 hqt-sewerage-waterppp-private@gxb.mlit.go.jp（参考）

- ウォーターPPPの導入検討を開始する際には、まずは、「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版」（R7.4）、「下水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&A」（Q&A集、随時更新）等をご参照いただきたい。

【下水道分野のウォーターPPP推進に向けた取組み】

- ウォーターPPP導入検討費補助（令和5年度補正予算から）
- 社会資本整備総合交付金等について、コンセッション方式内の改築等整備費用に対し、重点配分（令和5年度から）
- 社会資本整備総合交付金等について、上下水道一体でのウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、重点配分（令和6年度から）
※3点の詳細について大臣官房参事官（上下水道技術）や下水道事業課の内容も参照
- PPP/PFI検討会にウォーターPPP分科会（令和5年度から）を設置したほか、令和7年度からモニタリング小分科会を設置予定
- 首長等へのウォーターPPPのトップセールス
- ウォーターPPPのパフレットをホームページで公表
- 「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版」（R7.4）を公表
- モデル都市支援の実施 等

4 上下水道一体のウォーターPPP 推進に向けて

- 水道分野と連携したウォーターPPP とすることで、例えば、次のような効果・メリット等を期待しうると考えられる。
 - ・事業規模拡大による民間事業者の参画や創意工夫の促進
 - ・運転監視、保守点検等の共通化による費用の縮減
 - ・薬品等の一括購入による費用の縮減
 - ・お客さま窓口の一元化による住民等の利便性向上等
- 下水道分野のウォーターPPP 導入検討に際し、適宜、水道分野との連携可能性を模索いただくとともに、上下水道部局での協働の機運を醸成いただくことをお願いしたい。

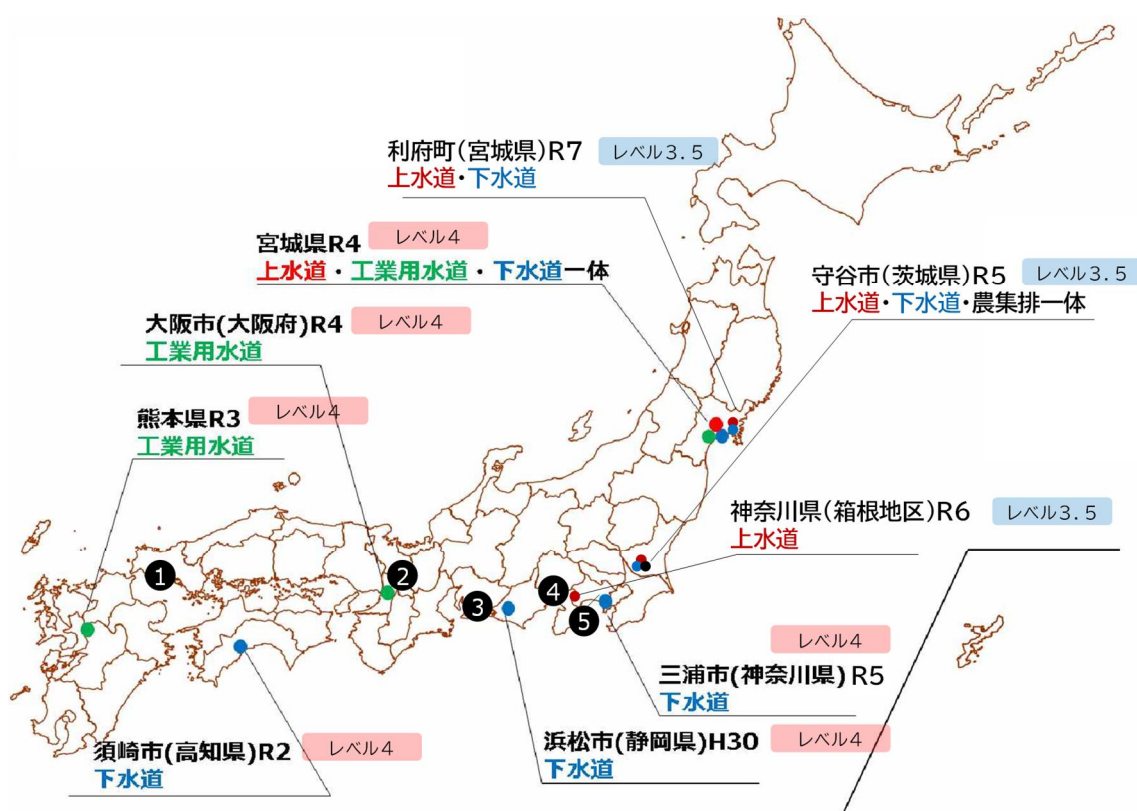
【上下水道一体のウォーターPPP 推進に向けた取組み】

- ウォーターPPP 導入検討費補助（令和 5 年度補正予算から）では、セッション方式、他地方公共団体連携（広域・共同）のほか、他分野連携（上下水道一体等）について、上限額等のインセンティブを設定
- 社会資本整備総合交付金等について、上下水道一体でのウォーターPPP 内の改築等整備費用に対し、重点配分（令和 6 年度から、再掲）
※2 点の詳細について大臣官房参事官（上下水道技術）や下水道事業課の内容も参照
- ウォーターPPP のガイドラインに上下水道一体の契約書のひな形等を追加
- 上下水道一体の PPP/PFI ならではの効果・メリットや導入検討上のポイント・留意点等をまとめ、ガイドライン等の内容の充実に向けて調査・検討（継続）
- 上下水道一体での PPP/PFI 検討会/官民連携推進協議会の実施

5 ウォーターPPPの実施/導入検討状況（R7.4時点）

- 上下水道分野のウォーターPPPは7件が実施中であり、このうち、レベル3.5は3件である。令和7年度から新たに宮城県利府町で上下水道一体のレベル3.5の事業が開始された。
- 令和6年度は新たに4件の入札・公募が開始された。令和7年度は現時点までに新たに2件の入札・公募が開始された。

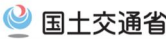
図表 2 ウォーターPPPの実施/導入検討状況（R7.4時点）



地方公共団体	方式	分野	入札公募開始
① 山口県宇部市	レベル4	下水道	R6.10
② 京都府城陽市	レベル3.5	上水道・下水道	R6.11
③ 愛知県	レベル4	上水道	R6.12
④ 静岡県富士市	レベル3.5	下水道	R7.4
⑤ 神奈川県葉山町	レベル3.5	下水道	R7.4

図表 3 ウォーターPPPの先行事例①（静岡県浜松市のコンセッション方式）

先行事例（静岡県浜松市）



浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業

コンセッション方式（レベル4）

地方公共団体	
管理者	静岡県浜松市
人口	総人口約78.2万人(R7.3)
ウォーターPPPの概要	
事業開始	平成30(2018)年4月
事業期間	20年
対象施設	処理場、ポンプ場
業務範囲	維持管理、改築等
民間事業者等	
運営権者	浜松ウォーターシンフォニー株式会社(SPC)
代表企業	ヴェオリア・ジャパン株式会社
構成企業	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、オリックス株式会社、須山建設株式会社、東急建設株式会社
効果・メリット等	
VFM	約14.4%(優先交渉権者提案時)
運営権対価	25億円(0円以上に対し優先交渉権者が提案)
特徴等	・静岡県流域下水道移管を機に導入検討開始(体制補完) ・処理場とポンプ場の維持管理と改築を一体的に実施 ・市内受益者間の公平性の観点から、使用者が支払う料金は、西遠処理区も他の処理区も同水準 ・運営権者は改築の費用の一部を負担 ・紛争が発生した場合の調整のため西遠協議会を設置 ・附帯/任意事業による地域貢献(地域との連携や協働) ・下水道分野で1件目のコンセッション方式
事業実施状況のモニタリング	
運営権者のセルフモニタリング、市(管理者)のモニタリングを実施中(第三者が管理者のモニタリングを補完)	

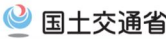


事業開始までのスケジュール(実績)	
平成25(2013)年 4月～	導入可能性調査(FS)
平成26(2014)年 4月～	デューデリジェンス(DD)等
平成28(2016)年 2月	実施方針条例制定、実施方針策定
5月	募集要項等公表
平成29(2017)年 3月	優先交渉権者選定
10月	公共施設等運営権設定、実施契約締結
平成30(2018)年 4月	事業開始

(出典)静岡県浜松市資料等に基づき国土交通省作成

図表 4 ウォーターPPPの先行事例②（高知県須崎市のコンセッション方式）

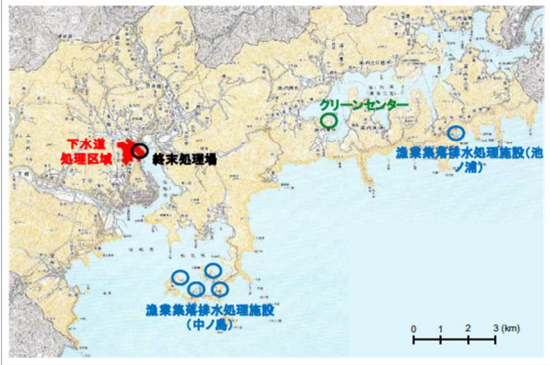
先行事例（高知県須崎市）



須崎市公共下水道施設等運営事業

コンセッション方式（レベル4）

地方公共団体	
管理者	高知県須崎市
人口	総人口約1.9万人(R6.3)
ウォーターPPPの概要	
事業開始	令和2(2020)年4月
事業期間	19.5年
対象施設	処理場、管路(汚水) ※【包括委託】漁集排等 【委託(仕様発注)】ポンプ場(雨水)、管路(雨水)
業務範囲	維持管理等
民間事業者等	
運営権者	株式会社クリンパートナーズ須崎(SPC)
代表企業	株式会社NJS
構成企業	(株)四国ポンプセンター、日立造船中国工事(株)、(株)民間資金等活用事業推進機構、(株)四国銀行
効果・メリット等	
VFM	約7.6%(優先交渉権者選定時)
運営権対価	0円
特徴等	・運営権者の収入は利用料金(下水道使用料内数)とサービス対価で構成される(混合型) ・公共下水道(汚水)と市所管インフラ維持管理を連携(同一受託者(運営権者)が実施)※改築は含まない ・処理場は事業期間中にコンセッション方式に移行 ・下水道分野で2件目のコンセッション方式
事業実施状況のモニタリング	
運営権者のセルフモニタリング、市(管理者)のモニタリングを実施中(令和6年度に中間評価委員会(第三者)によるモニタリングを実施)	

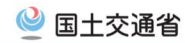


事業開始までのスケジュール(実績)	
平成28(2016)年 6月	PFI法第6条に基づく民間提案
10月～	導入可能性調査(FS)
平成29(2017)年 5月～	デューデリジェンス(DD)等
12月	実施方針条例制定
平成30(2018)年 2月	実施方針公表
8月	募集要項等公表
平成31(2019)年 1月	優先交渉権者選定
令和元(2019)年12月	公共施設等運営権設定、実施契約締結
令和2(2020)年 4月	事業開始

(出典)高知県須崎市資料等に基づき国土交通省作成

図表 5 ウォーターPPPの先行事例③（宮城県のコンセッション方式）

先行事例（宮城県）



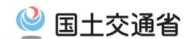
宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

コンセッション方式（レベル4）

地方公共団体		みやぎ型管理運営方式の対象		みやぎ型管理運営方式 対象9事業	
管理者	宮城県	赤い太線で囲んだ範囲（県の水道用水供給エリア）内のついた事業が対象です。		○ 水道用水供給事業（2事業）	・大崎広域水道事業 ・仙南・仙塩広域水道事業
人口	総人口約228.0万人（R4.3）			○ 工業用水道事業（3事業）	・仙台北部工業用水道事業 ・仙塩工業用水道事業 ・仙台南工業用水道事業
ウォーターPPPの概要		契約金額 約1,600億円（税抜）		○ 流域下水道事業（4事業）	・仙塩流域下水道事業 ・阿武隈川下流域下水道事業 ・鳴瀬川流域下水道事業 ・吉田川流域下水道事業
事業開始	令和4（2022）年4月	【水道用水供給事業】 【工業用水道事業】 【流域下水道事業】		※対象外の流域下水道事業（3事業） ・北上川下流域下水道事業 ・迫川流域下水道事業 ・北上川下流域東部流域下水道事業	
事業期間	20年	南部山浄水場、麓山浄水場、中峰浄水場等 大槻浄水場、麓山浄水場等 仙塩浄化センター、県南浄化センター、 大和浄化センター、鹿島浄化センター等			
対象施設	水道用水供給（2事業）、工業用水道（3事業）、流域下水道（4事業）の維持管理、改築等 ※管路の維持管理・改築、土木構造物の改築を除く				
業務範囲					
民間事業者等					
運営権者	株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（SPC）				
代表企業	メタウォーター株式会社				
構成企業	ヴェオリア・ジェネッツ、オリックス、日立製作所、日水コン、橋本店、復建技術コンサルタント、産電工業、東急建設、メタウォーターサービス				
効果・メリット等					
VFM	約10.2%（優先交渉権者提案時） ※9事業合計				
運営権対価	10億円 ※9事業合計				
特徴等	・現行体制継続時と提案の比較で総額約337億円の削減を予定（水道料金等の上昇抑制に寄与） ・コンセッション方式により、設計から運営まで一貫して技術力・ノウハウ・創意工夫を発揮 ・新OM会社を県内に設立、ICT機器の導入等による組織体制の最適化等 ・下水道分野で3件目のコンセッション方式				
事業実施状況のモニタリング					
経営審査委員会（第三者）は、令和5年度の運営状況、運営権者のセルフモニタリング、県（管理者）のモニタリングは適正と認められると答申					

図表 6 ウォーターPPPの先行事例④（神奈川県三浦市のコンセッション方式）

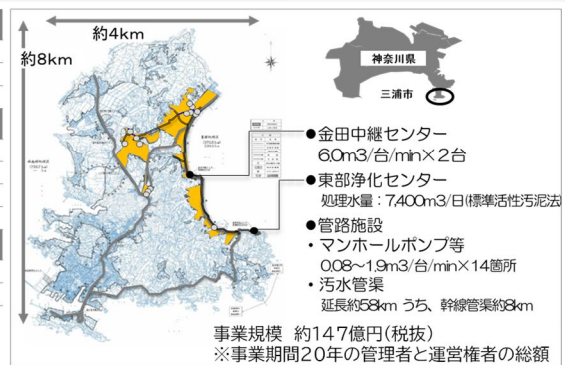
先行事例（神奈川県三浦市）



三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業

コンセッション方式（レベル4）

地方公共団体		事業開始までのスケジュール（実績）	
管理者	神奈川県三浦市	平成27（2015）年 ～	導入可能性調査（FS）
人口	総人口約3.9万人（R7.3） 東部処理区 約1.5万人（R4.3）	平成29（2017）年 ～	デューデリジェンス（DD）等
ウォーターPPPの概要		令和2（2020）年10月	実施方針（案）公表
事業開始	令和5（2023）年4月	令和3（2021）年3月	実施方針条例制定
事業期間	20年	4月	実施方針公表
対象施設	処理場、ポンプ場、管路施設等	7月	募集要項等公表
業務範囲	維持管理、改築等	令和4（2022）年7月	優先交渉権者選定
民間事業者等		9月	公共施設等運営権設定
運営権者	三浦下水道コンセッション株式会社	12月	実施契約締結
代表企業	前田建設工業株式会社	令和5（2023）年4月	事業開始
構成企業	東芝インフラシステムズ株式会社、株式会社クボタ、日本水工設計株式会社、株式会社ウォーターエージェンシー		
効果・メリット等			
VFM	約4.1%（優先交渉権者提案時）		
運営権対価	1,000万円		
特徴等	・施設の老朽化に伴う点検・更新に係る費用の増大、「人口減少による下水道使用料収入の減少」等の課題に対し、「民間事業者の経営の手法などを効果的に取り込むことで、市の財政負担の軽減や事業継続に向けた体制の維持・強化」等を見込む ・下水道分野で4件目のコンセッション方式であり、初めて管路施設の改築等までのすべてを含む		
事業実施状況のモニタリング			
運営権者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中			



（出典）神奈川県三浦市資料等に基づき国土交通省作成

図表 7 ウォーターPPP の先行事例⑤（茨城県守谷市のレベル 3. 5）

先行事例(茨城県守谷市)

守谷市上下水道施設管理等包括業務委託

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5) 更新支援型[下水道]

地方公共団体

管理者

人口

茨城県守谷市

総人口約7.0万人(R6.3)

ウォーターPPPの概要

事業開始

事業期間

対象施設

業務範囲

令和5(2023)年4月

10年

配水場、処理場、ポンプ場、農集排

維持管理、更新計画案作成、CM(設計、施工監理)等

民間事業者等

代表企業

構成企業

株式会社ウォーターエージェンシー

株式会社オリエンタルコンサルタンツ、
株式会社中央設計技術研究所

効果・メリット等

特徴

効果

•運転維持管理情報に基づく効果的な修繕計画、ストックマネジメント、アセットマネジメント計画立案

•運転維持管理企業とコンサル企業連携による実効性ある事業運営

•施設の老朽化等に対応する実施体制の確保、ストック情報基盤の整備、安定した事業費の確保

•ICT/IoT技術の導入等(設備投資)による作業の省力化・効率化

•長期契約、管理と更新一体マネジメントによる施設管理の最適化

•コンサルとOM企業の連携によるDX基盤で、課題解決の迅速化

事業実施状況のモニタリング

管理者によるモニタリングを実施中



水道事業

下水道事業

農業集落排水事業

事業規模(契約金額) 約73億円(税込)

【水道】 守谷配水場、関連水道施設

【下水道】 守谷浄化センター、関連ポンプ場

【農集排】 西板戸井地区農集排処理施設、関連ポンプ場

事業開始までのスケジュール(実績)

令和3(2021)年 ~

令和4(2022)年 9月

11月

12月

令和5(2023)年 4月

公募型プロポーザルの実施要領(案)、業務委託契約書(案)、要求水準書(案)を作成

公募型プロポーザル公告

優先交渉権者決定

契約締結

事業開始

(出典)茨城県守谷市資料等に基づき国土交通省作成

8
68

2) 下水道分野の PPP/PFI 全般

1 PPP/PFI 検討会（下水道における新たな PPP/PFI 事業の促進に向けた検討会）

- 地方公共団体を対象に、多様な PPP/PFI 導入に向けて、情報・ノウハウ等を共有し、現地会場を中心に意見交換等を実施。
- 平成 27 年度から設置し、これまでに 38 回開催。合計 886 団体（47 都道府県、565 市、243 町村、31 団体）が参加。 ※令和 7 年 2 月時点
- 令和 5 年度から「ウォーター PPP 分科会」を新設し、導入検討中団体、導入検討開始団体等を対象に、導入に際し、課題となる事項や解決方策について、有識者も交え、班別討議を実施。
- 引き続き、ウォーター PPP 分科会も含む PPP/PFI 検討会への積極的な参加、先行事例の発表にご協力いただきたい。また、都道府県は自らの参加とともに管内市町村等への参加の働きかけ等をお願いしたい。

※令和 6 年度から水道分野からの参加を可能とするボーダレス化を施行

図表 8 PPP/PFI 検討会

① 趣旨目的

執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、下水道の機能・サービスの水準を持続的に確保していくため、**多様な PPP/PFI 導入に向けて、情報・ノウハウを共有・意見交換等**を実施。

② 参加団体

47 都道府県、565 市、243 町村、31 組合
合計 886 団体（R7.2 時点）

③ 開催実績

2015（平成 27）年 10 月に第 1 回を開催
これまでに 38 回開催（R7.2 時点）

④ 開催概要

先進的な PPP/PFI に取り組む団体からの事例紹介、国からの情報提供、意見交換等を実施。
※水道分野からの参加を可能とするボーダレス化を試行

⑤ スケジュール 2024（令和 6）年度予定

年月日	回	開催方法、概要等
2024 (R6)	6/28 (金)	第 36 回 検討会 オンラインのみ 【情報提供】
	8 月 9 月 10 月	ウォーター PPP 分科会 現地会場（東京、大阪、福岡）のみ 【情報提供＋班別討議】
	11/11 (月)	第 37 回 検討会 現地会場（長野）＋オンライン 【水道分野の協議会と合同開催】
2025 (R7)	2/25 (火)	第 38 回 検討会 第 8 回 民間セクター 分科会 現地会場（東京）＋オンライン 【情報提供＋官民フリーマッチング】

水道の協議会と下水道の検討会を初めて合同開催

【長野現地会場参加者】

▶ 地方公共団体 31 団体 62 名 / 民間事業者等 66 団体 121 名

【オンライン参加者】

▶ 地方公共団体 約 260 団体 約 390 名 / 民間事業者等 約 70 団体 約 190 名

会場の様子



官民フリーマッチング



【特別講演】

- ▶ **分野横断、広域連携 PPP について**—包括委託などの事例から— ※敬称略
東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻教授 難波悠
- ▶ **上工下一体コンセッション事業のメリット—みやぎ型事業運営からの気づき—**
株式会社みずむすびマネジメントみやぎ取締役経営管理部長 守屋由介
- ▶ **宇都市公共下水道西部処理区(コンセッション)について**
山口県宇都市土木建設部次長 國司哲也

特別講演 東洋大学大学院 難波教授



管理企画指導室長 挨拶



株式会社みずむすび マネジメントみやぎ



山口県宇都市



工業用水道計画官 挨拶



図表 9 PPP/PFI 検討会 参加団体一覧 1/4 ※R7.2 時点

地整等	都道府県	団体数	参加団体名
北海道	北海道	52	北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、留萌市、苫小牧市、江別市、 <u>赤平市</u> 、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、砂川市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、知内町、七飯町、長万部町、留寿都村、赤井川村、奈井江町、新十津川町、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、幌延町、美幌町、津別町、小清水町、置戸町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、白老町、日高町、新冠町、えりも町、音更町、 <u>更別村</u> 、幕別町、 <u>浦臼町</u> 、長幌上水道企業団
東北	青森県	20	青森県、青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、七戸町、六戸町、六ヶ所村、佐井村、三戸町、五戸町、階上町、八戸圏域水道企業団、津軽広域水道企業団
	岩手県	18	岩手県、盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、奥州市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、住田町、軽米町、奥州金ヶ崎行政事務組合
	宮城県	29	宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、大郷町、大衡村、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町、石巻地方広域水道企業団
	秋田県	7	秋田県、秋田市、大館市、湯沢市、潟上市、にかほ市、美郷町
	山形県	12	山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、上山市、長井市、東根市、南陽市、河北町、高畠町、白鷹町
	福島県	20	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、 <u>須賀川市</u> 、喜多方市、南相馬市、伊達市、本宮市、国見町、西会津町、猪苗代町、会津坂下町、会津美里町、三春町、富岡町、新地町、福島地方水道用水供給企業団
関東	茨城県	27	茨城県、水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、 <u>結城市</u> 、龍ヶ崎市、常総市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、阿見町、五霞町、利根町、日立・高萩広域下水道組合、取手地方広域下水道組合、ひたちなか・東海広域事務組合
	栃木県	25	栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、さくら市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那須町、那珂川町
	群馬県	22	群馬県、前橋市、高崎市、沼田市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、吉岡町、甘楽町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、みなかみ町、玉村町、邑楽町、群馬東部水道企業団
	埼玉県	41	埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、 <u>本庄市</u> 、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、志木市、新座市、桶川市、久喜市、富士見市、三郷市、蓮田市、吉川市、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、横瀬町、上里町、宮代町、杉戸町、越谷・松伏水道企業団、坂戸・鶴ヶ島下水道組合、秩父広域市町村圏組合

※太字下線は第 38 回の新規参加団体

図表 10 PPP/PFI 検討会 参加団体一覧 2/4 ※R7.2 時点

地整等	都道府県	団体数	参加団体名
関東	千葉県	28	千葉県、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、香取市、山武市、大網白里市、酒々井町、かずさ水道広域連合企業団、九十九里地域水道企業団
	東京都	27	東京都、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、三鷹市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町
	神奈川県	35	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村、神奈川県内広域水道企業団
	山梨県	17	山梨県、甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、中央市、身延町、昭和町、忍野村、山中湖村、小菅村、峡北地域広域水道企業団
	長野県	29	長野県、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、駒ヶ根市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、軽井沢町、御代田町、立科町、下諏訪町、富士見町、箕輪町、飯島町、白馬村、坂城町、山ノ内町、信濃町、飯綱町
北陸	新潟県	19	新潟県、新潟市、長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、阿賀町
	富山県	9	富山県、富山市、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市、射水市、朝日町
	石川県	9	石川県、金沢市、小松市、加賀市、かほく市、津幡町、内灘町、宝達志水町、能登町
中部	岐阜県	14	岐阜県、岐阜市、大垣市、多治見市、関市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、養老町、富加町
	静岡県	30	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国市、南伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、森町、静岡県大井川広域水道企業団
	愛知県	41	愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、北名古屋市、みよし市、 <u>あま市</u> 、長久手市、東郷町、大口町、蟹江町、阿久比町、東浦町、武豊町、設楽町、東栄町
	三重県	14	三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、 <u>鳥羽市</u> 、いなべ市、伊賀市、紀北町、菰野町

※太字下線は第 38 回の新規参加団体

図表 11 PPP/PFI 検討会 参加団体一覧 3/4 ※R7.2 時点

地整等	都道府県	団体数	参加団体名
近畿	福井県	12	福井県、福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、 <u>永平寺町</u> 、南越前町、五領川公共下水道事務組合
	滋賀県	18	滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、湖南市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、多賀町、 <u>長浜水道企業団</u>
	京都府	14	京都府、京都市、福知山市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、長岡京市、京田辺市、 <u>京丹後市</u> 、木津川市、久御山町、精華町、与謝野町
	大阪府	39	大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村、大阪広域水道企業団
	兵庫県	29	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、 <u>洲本市</u> 、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、三田市、養父市、 <u>丹波市</u> 、淡路市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、上郡町、佐用町、播磨高原広域事務組合、 <u>阪神水道企業団</u> 、淡路広域水道企業団、
	奈良県	15	奈良県、奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、平群町、三郷町、三宅町、田原本町、明日香村、広陵町、河合町
	和歌山県	8	和歌山県、和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、岩出市、高野町、上富田町
中国	鳥取県	7	鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、琴浦町
	島根県	9	島根県、松江市、浜田市、出雲市、江津市、雲南市、奥出雲町、隠岐の島町、斐川宍道水道企業団
	岡山県	15	岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、高梁市、新見市、備前市、赤磐市、和気町、早島町、新庄村、鏡野町、西粟倉村、美咲町
	広島県	15	広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町、 <u>広島県水道広域連合企業団</u>
	山口県	19	山口県、下関市、宇部市、山口市、防府市、萩市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、田布施町、平生町、柳井地域広域水道企業団
四国	徳島県	6	徳島県、徳島市、阿南市、吉野川市、美馬市、東みよし町
	香川県	7	香川県、高松市、善通寺市、さぬき市、 <u>綾川町</u> 、琴平町、香川県広域水道企業団
	愛媛県	10	愛媛県、松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、砥部町、伊方町
	高知県	6	高知県、高知市、南国市、須崎市、香美市、いの町

※太字下線は第 38 回の新規参加団体

図表 12 PPP/PFI 検討会 参加団体一覧 4/4 ※R7.2 時点

地整等	都道府県	団体数	参加団体名
九州	福岡県	31	福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、飯塚市、豊前市、中間市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、糸島市、那珂川市、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、 <u>久山町</u> 、岡垣町、遠賀町、筑前町、 <u>広川町</u> 、苅田町、吉富町、春日那珂川水道企業団
	佐賀県	8	佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、鹿島市、玄海町、有田町、佐賀西部広域水道企業団
	長崎県	9	長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、 <u>松浦市</u> 、長与町、川棚町
	熊本県	15	熊本県、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、宇土市、上天草市、宇城市、合志市、御船町、 <u>嘉島町</u> 、上天草・宇城水道企業団
	大分県	11	大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、津久見市、杵築市、国東市
	宮崎県	11	宮崎県、宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、三股町、国富町、高鍋町、新富町
	鹿児島県	10	鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、薩摩川内市、霧島市、いちき串木野市、 <u>南さつま市</u> 、奄美市
沖縄	沖縄県	17	沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、沖縄市、うるま市、 <u>宮古島市</u> 、南城市、本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、竹富町

※太字下線は第 38 回の新規参加団体

累積	886 団体	新規参加	22 団体
	47 都道府県		- 都道府県
	565 市		12 市
	243 町村		7 町村
	31 組合		3 組合

図表 13 ウォーターPPP 分科会

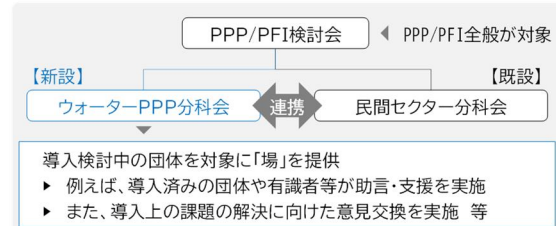
① 趣旨目的

- 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（第19回民間資金等活用事業推進会議）が決定され、水道、下水道、工業用水道分野において、コンセッション方式に加え、同方式に段階的に移行するための官民連携方式として、新たに「**管理・更新一体マネジメント方式**」を含めた「**ウォーターPPP**」の活用が位置づけられた。
- これを受け、**ウォーターPPPを導入する際に課題となる事項や解決策に対して具体的な検討**を行い、もって、下水道におけるウォーターPPP導入の促進、下水道事業の持続性向上を目的とし、本分科会を設置。

② 開催概要

令和5年度		令和6年度	
第1回	第2回	第3回	第4回
日 時:10月5日(木)14:00～17:00 場 所:東京(国土交通省10階会議室) 参加者:約130名(約80地方公共団体) 有識者:近畿大学 浦上拓也教授 東京大学 加藤裕之特任准教授 早稲田大学 佐藤弥彦准教授	日 時:8月2日(金)14:00～17:00 場 所:東京 参加者:約80名(約50地方公共団体) 有識者:甲南大学 足立泰美教授 東京大学 加藤裕之特任准教授 日本大学 森田弘昭教授	日 時:9月4日(水)14:00～17:00 場 所:大阪 参加者:約130名(約60地方公共団体) 有識者:近畿大学 浦上拓也教授 東京大学 加藤裕之特任准教授 福山市立大学 清水聡行准教授	日 時:10月3日(木)13:30～16:30 場 所:福岡 参加者:約70名(約30地方公共団体) 有識者:近畿大学 浦上拓也教授 東京大学 加藤裕之特任准教授 東洋大学 難波悠教授
			

有識者のほか、ウォーターPPP先進地方公共団体（宮城県、茨城県守谷市、神奈川県三浦市、神奈川県葉山町、静岡県浜松市、山口県宇部市、高知県須崎市等）や国土交通省職員も班別討議に参加し、助言・支援等を実施



図表 14 民間セクター分科会

① 趣旨目的

- 下水道事業において、地方公共団体の執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、下水道の機能・サービスの水準をいかに確保していくかが喫緊の課題。
- 今後、民間企業の国内外での積極的な事業展開も見据え、**コンセッション方式を含む多様なPPP/PFI事業に取り組む際の課題等について整理**する必要。
- 下水道事業に携わる、あるいは関心のある**民間企業がコンセッション方式などのPPP/PFI手法を推進する際に課題となる事項や解決策に対して具体的な検討**を行い、下水道事業において更なる官民連携が促進されることを目的として、本分科会を設置。



② 開催実績・概要

年月日	回	議題等
2017 H29.7.4	第1回	・下水道分野におけるPPP/PFIを含む政府の最新動向 ・下水道分野において更なる官民連携を進めるための課題等について 等
2018 H30.3.6	第2回	・下水道分野におけるPPP/PFIを含む政府の最新動向 ・未来投資戦略2017での指摘事項について 等
2019 H31.2.15	第3回	・下水道分野におけるPPP/PFIを含む政府の最新動向 ・処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドラインの概要
2021 R3.3.5	第4回	・令和3年度下水道関係予算概要 ・下水道分野におけるPPP/PFIの推進について ・民間企業からの発表 【完全オンライン開催】
2022 R4.3.10	第5回	・PPP/PFI事業民間提案推進マニュアルについて ・令和4年度下水道関係予算概要 ・下水道分野におけるPPP/PFIの推進について ・民間企業からの発表 【完全オンライン開催】
2023 R5.3.7	第6回	・民間企業からの発表 【完全オンライン開催】 ・令和5年度下水道関係予算の概要
2024 R6.3.12	第7回	※第35回PPP/PFI検討会と合同開催 ・基調講演（近畿大学 浦上教授） ・下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.0版について ・地方公共団体からの発表（山口県宇部市、神奈川県葉山町） ・官民フリーマッチング 【現地会場＋オンライン】
2025 R7.2.25	第8回	※第38回PPP/PFI検討会と合同開催 ・講演（国土交通省 高橋 正、日本銀行 北村 企画役） ・地方公共団体からの発表（神奈川県葉山町、静岡県富士市、愛媛県新居浜市） ・国土交通省等からの情報提供（下水道事業におけるモニタリング機関のあり方検討会＜下水道協＞等） ・官民フリーマッチング 【現地会場＋オンライン】

2 モデル都市支援

(下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討)

- 下水道分野での多様な PPP/PFI の案件形成に向けて、先進的な PPP/PFI 導入を検討するモデル都市（地域）の課題整理、スキーム検討、効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開。
- 具体的には、国土交通省（上下水道審議官グループ）が先進的な PPP/PFI 導入を検討するモデル都市を募集・選定し、別途委託する専門家（コンサルタント等）とともにモデル都市の検討を支援。
- 令和 7 年度もモデル都市支援を実施予定。令和 8 年度の募集に向けても、引き続き、積極的な応募の検討をお願いしたい。

図表 15 モデル都市支援

① 趣旨目的

下水道分野のウォーターPPP等について、他分野、他地方公共団体との連携等、多様なPPP/PFI（官民連携）の案件形成に向けて、先進的なPPP/PFI導入を検討するモデル都市（地域）の課題整理、スキーム検討、効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開する。

② モデル都市支援の概要

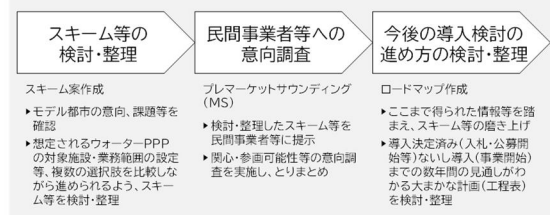
- ・国土交通省が、先進的なPPP/PFI導入を検討する（しようとする）モデル都市を募集・選定
- ・国土交通省が委託する専門家（コンサルタント等）が、モデル都市を支援



③ 支援のイメージ

対象施設・業務範囲等、下水道分野での多様なPPP/PFIの案件形成に資するモデル性の高い導入検討であれば、導入前の準備から導入後の検証や次期以降に向けた準備等、いずれの段階も支援。

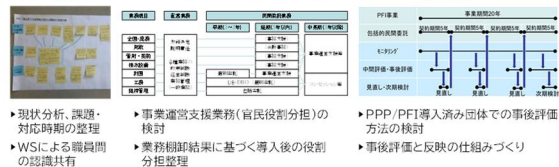
【モデル都市支援で想定するウォーターPPP導入検討準備の流れ】



④ 支援の実績

年度	モデル都市（地域）
H28	三浦市、小松市、宇部市
H29	三浦市、小松市、津幡町、富土市、奈良市、赤磐市、宇部市、周南市、須崎市
H30	村田町他12市町、会津坂下町、三浦市、津幡町、富土市、津市、堺市、周南市、大分市
H31 / R1	村田町他12市町、会津坂下町、宇都宮市、小田原市、富土市、津市、大阪狭山市、熊本市、山鹿市、大分市
R2	葉山町、津市、吹田市、新居浜市、大分市、鹿児島市
R3	秋田市、酒田市、館林市、葉山町、廿日市市、須崎市
R4	葉山町、北杜市、枚方市、大分市
R5	山形県上山市、山梨県北杜市、新潟県糸魚川市、静岡県熱海市、静岡県焼津市、広島県三原市、広島県大竹市、愛媛県新居浜市、熊本県宇城市
R6	福島県会津坂下町、埼玉県嵐山町、東京都立川市、福井県敦賀市、長野県佐久市、岐阜県瑞浪市、愛知県豊川市、兵庫県養父市、山口県下関市、熊本県宇土市、青森県平内町、神奈川県鎌倉市、静岡県吉田町、静岡県御前崎市、大阪府富田林市、兵庫県三田市、兵庫県加古川市、和歌山県和歌山市、長崎県長崎市、大分県津久見市
R7	(募集・選定中 ※10件程度を想定)

その他、モデル都市支援での具体的な検討のイメージ(実績)



3 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第 2.0 版

- ウォーターPPP の導入検討に際しての留意点やポイントについて示した「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第 1.0 版」は令和 6 年 3 月に策定・公表。
- 令和 6 年度は、有識者等による策定検討委員会を設置等し、パブリックコメントも実施の上、改訂した第 2.0 版を令和 7 年 4 月に公表。
- 令和 7 年度においては、多くの地方公共団体で導入検討が進み、先行事例が増えていくことが見込まれており、必要な見直しや内容の追加を検討した上で、ガイドラインの改訂を予定。
- 本ガイドラインの内容を参考にしつつ、関係者間で議論し、地域の実情に即した案件形成に向けて、検討いただくことを期待。

図表 16 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第 2.0 版

本ガイドライン策定(改訂)にあたって	■これから導入検討を開始する地方公共団体の実務担当者に分かりやすく、必要不可欠な情報等が盛り込まれていることを最優先に考えて策定 ■実現の難易度が高い一方で期待される効果・メリットがより大きい工夫をしようとする場合に、参考になる情報等を実施編で記載 ■地方公共団体が、本ガイドラインの内容を参考にしつつ、関係者間で議論し、地域の実情に即してカスタマイズすることを期待 ■今後、導入検討が進み、先行事例が増えていく中で、追加で盛り込むべき内容があれば、柔軟に見直し
ウォーターPPPのコンセプト	■ウォーターPPPは、職員不足、施設老朽化、料金・使用料収入減少等、上下水道事業・経営の課題解決、持続性向上の一つの有効な手段 ■社会全体で人手不足が進む中、従来、細分化され短期で委託されていた業務を、まとめて長期で委託するウォーターPPPにより、官民双方の事務負担軽減、より効果的・効率的な事業運営、新たな付加価値の創出が実現することで、人々の生活に欠かせない上下水道サービスが将来にわたり、安定的に提供されることを目指す ■担い手となる民間事業者等にとっても持続的に参画することができる環境の構築が必要であり、適切な利益やリスク分担のもと、官民が対等なパートナーとして良好な関係を築き、連携して事業を実施していくことが重要
構成・目次	
Ⅰ 基礎編 ウォーターPPP(特にレベル3.5)の概要、導入検討から事業終了までの流れ等、これから進めていく上で必要不可欠な情報等 第1章 ウォーターPPPの概要 ✓ コンセッション方式(レベル4)と管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5) 第2章 レベル3.5の4要件 ✓ ①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア 第3章 導入検討の進め方 ✓ 対象施設・業務範囲設定の考え方 ✓ 広域型・分野横断型ウォーターPPP ✓ 交付金等要件化の概要・対象 第4章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング(MS)等の活用 ✓ 「管理者の任意」部分の情報収集 ✓ 「客観的な情報」の収集 第5章 入札・公募等 第6章 事業実施中 第7章 事業終了時	
Ⅱ 実施編 実現の難易度が高くなる一方で期待される効果・メリットもより大きくなる工夫等をする上で参考になる情報等 第1章 レベル3.5の4要件 ✓ 要件①から要件④までの工夫等の詳細 第2章 導入検討の進め方(他の地方公共団体や他の分野等との連携) ✓ 広域型・分野横断型の効果・メリット、留意点・ポイント(段階的な案件形成等) 第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング(MS)等の活用 第4章 入札・公募等 ✓ 留意点・ポイント(手続上の官民対話等の工夫、統括的な管理者、更新実施型/更新支援型、ベンダーロックイン、建設業法等との関係等) ✓ レベル3.5の委託者(官民出資会社の活用、下水道公社の活用可能性等) ✓ 募集要項等の公表(デジタル・脱炭素等の提案の促進) 第5章 事業実施中 ✓ モニタリング・履行確認(必要なものを適切に選択して実施、第三者の活用<特に、客観的・中立的な役割・機能>)等 第6章 事業終了時 第7章 導入検討上の留意点・ポイント ✓ 地元企業の参画、技術継承、災害対応、民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり 第8章 都道府県に期待する役割 ✓ ①「場」の提供、②共同発注等とりまとめ、③先導的な導入検討+共有	
Ⅲ 資料編 ※活用の際、地域の実情等をふまえた最適化が必要 ■ 先行事例 ■ バンフレット ■ 上下水道一体のウォーターPPP(レベル3.5)契約書(例)及び要求水準書(例) ※	

3) 下水道分野の PPP/PFI の実施状況 (R6.4 時点)

1 概要

- 下水処理場の管理（点検・操作等）について 9 割以上が民間委託を実施。
- このうち、施設の運転管理・薬品燃料調達・巡視・点検・調査・清掃・修繕等を一括して複数年にわたり委ねる包括的民間委託は、処理場で 609 施設、管路で 70 契約が実施されており、近年増加中。
- 下水汚泥を利活用するガス発電や固形燃料化を中心に、DBO 方式・PFI（従来型）は 52 施設で実施中。
- 下水道分野のウォーター PPP のうち、管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）は、茨城県守谷市【R5.4】、コンセッション方式（レベル 4）は、静岡県浜松市【H30.4】、高知県須崎市【R2.4】、宮城県【R4.4】、神奈川県三浦市【R5.4】で、それぞれ事業が実施されている。 ※【 】は事業開始

図表 17 下水道分野の PPP/PFI（官民連携）実施状況 ※R6.4 時点

下水道施設		(R6.4.1時点で実施中のもの。国土交通省調査による) * R4 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R5.3.31時点 ** 管路施設については単一業務のみだが、下水処理場包括的民間委託等と包括された 2 契約(2 団体)を含む ※1団体で複数施設を対象とするPPP/PFI(官民連携)を実施する場合がありますため、団体数の合計は必ずしも一致しない			
		下水処理場 (全国2,164箇所*)	ポンプ場 (全国5,794箇所*)	管路施設 (全国約49万km*)	全体 (全国1,479団体)
包括的民間委託		609箇所 (298団体)	1205箇所(202団体)	70契約 (52団体)**	(321団体)
指定管理者制度		60箇所 (20団体)	95箇所 (12団体)	35契約 (13団体)	(20団体)
DBO方式		41箇所 (30団体)	3箇所 (3団体)	0契約 (0団体)	(32団体)
PFI(従来型)		10箇所 (7団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(7団体)
ウォーター PPP	管理・更新一体マネジメント方式 (更新支援型)	1箇所 (1団体)	1箇所 (1団体)	0契約 (0団体)	(1団体)
	管理・更新一体マネジメント方式 (更新実施型)	0箇所 (0団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(0団体)
	PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	11箇所 (3団体)	2契約 (2団体)	(4団体)

(参考：ガイドライン) ※下水道分野の PPP/PFI 全般

- 「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」
(PPP/PFI 手法選択 GL、R5.3 版、国土交通省)

2 包括的民間委託（レベル1-3）

i 下水処理場・ポンプ場

- 下水処理場・ポンプ場の包括的民間委託は、性能発注方式であること、複数年契約であることを基本的な要素とする委託方式。
- 複数年の契約で、一定の性能（パフォーマンス）を発揮できるのであれば、方法の詳細等は契約・要求水準等の中で民間事業者の自由裁量に任せるという考え方。
- 維持管理に、更新（改築）の要素を加え、一体として長期間の民間委託とすることで、効率化や省力化を進め、さらに持続性を向上させることが考えられる。契約の更新等にあわせ、管路施設等も含め、レベル 3.5 以上へのレベルアップを検討いただくことをお願いしたい。

（参考：ガイドライン）

- 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」（R2.6 版、公益社団法人日本下水道協会）
- 「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン」（H30.12 版、公益社団法人日本下水道協会）

図表 18 下水処理場の包括的民間委託の実施状況（R6.4 時点）

■ 定義

- 処理場・ポンプ場の包括的民間委託とは、下水道事業のサービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための委託方式
- 性能発注方式であること、複数年契約であることを基本的な要素とする

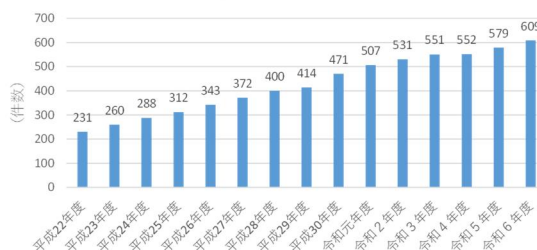
（複数年の契約において、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方）

■ 包括的民間委託レベル（性能発注）

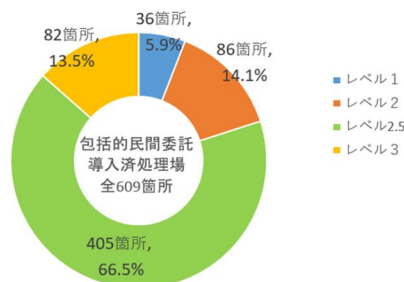
項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

（出典）処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 令和2年6月 公益社団法人日本下水道協会

■ 実施件数の推移



■ 実施件数の委託レベル内訳



（出典）国土交通省調査（時点：R6.4.1）

ii 管路施設

- 管路施設の包括的民間委託は、基本的に、管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約にて実施する方式。
- 民間の実施体制及び創意工夫を活かすことで、維持管理の効率化及び質の向上が期待され、適切な管路管理を実践していくための手段の一つ。
- また、維持管理に、更新（改築）の要素を加え、一体として長期間の民間委託とすることで、効率化や省力化を進め、さらに持続性を向上させることが考えられる。管路施設の包括的民間委託の導入検討や契約の更新等にあわせ、レベル 3.5 以上も含め、検討いただくことをお願いしたい。

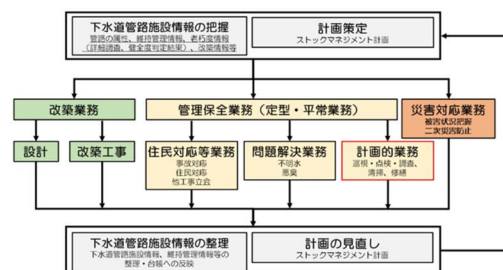
（参考：ガイドライン）

- 「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」（R2.3 版、国土交通省）

図表 19 管路施設の包括的民間委託の実施状況（R6.4 時点）

■ 概要

- 管路施設の包括的民間委託は、基本的に、管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約にて実施する方式。
- 民間の実施体制及び創意工夫を活かすことで、維持管理の効率化及び質の向上が期待され、適切な管路管理を実践していくための有効な手段の一つ。



■ 実施状況 70契約（R6.4.1時点で実施中のもの。国土交通省調査による）

地方公共団体	事業開始	地方公共団体	事業開始	地方公共団体	事業開始	地方公共団体	事業開始
三春町	H31.4.1	松戸市	R4.4.1	千葉市	R5.4.1	飯能市	R6.4.1
伊東市	R2.4.1	多摩市	R4.4.1	かほく市	R5.4.1	千葉県	R6.4.1
須崎市	R2.4.1	妙高市	R4.4.1	中能登町	R5.4.1	長野県①	R6.4.1
宇部市	R2.10.19	山梨県①	R4.4.1	安曇野市	R5.4.1	長野県②	R6.4.1
富士市	R2.11.1	山梨県②	R4.4.1	滋賀県①	R5.4.1	海津市	R6.4.1
千葉県	R3.4.1	山梨県③	R4.4.1	滋賀県②	R5.4.1	吹田市	R6.4.1
青梅市	R3.4.1	山梨県④	R4.4.1	滋賀県③	R5.4.1	鳥取市①	R6.4.1
豊田市	R3.4.1	みよし市	R4.4.1	堺市①	R5.4.1	鳥取市②	R6.4.1
四日市市	R3.4.1	大津市①	R4.4.1	堺市②	R5.4.1	鳥取市③	R6.4.1
河内長野市	R3.4.1	大津市②	R4.4.1	堺市③	R5.4.1	鳥取市④	R6.4.1
大阪狭山市	R3.4.1	大阪市	R4.4.1	土佐町	R5.4.1	岡山市	R6.4.1
宜野湾市	R3.4.1	交野市	R4.4.1	柏原市	R5.7.1	広島市	R6.4.1
仙台市	R3.10.1	秋田市	R4.10.1	横浜市①	R6.2.7	熊本市	R6.4.1
奈良市	R3.11.1	小田原市	R4.11.1	横浜市②	R6.2.7	都城市①	R6.4.1
岩見沢市	R4.4.1	新潟市	R4.11.1	旭川市①	R6.4.1	都城市②	R6.4.1
秋田県	R4.4.1	柏市	R5.1.20	旭川市②	R6.4.1	都城市③	R6.4.1
鶴岡市	R4.4.1	鎌倉市	R5.3.1	いわき市	R6.4.1		
千葉県	R4.4.1	守谷市	R5.4.1	東吾妻町	R6.4.1		

3 PFI（従来型）・DBO 方式

- PFI（従来型）は、民間が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式のうち、PFI（コンセッション方式）を除くもの。
- DBO 方式は、公共が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式。
- いずれの手法も、下水汚泥の利活用（ガス発電、固形燃料化、肥料化等）を中心に、PFI（従来型）は 10 契約、DBO 方式は 44 契約、実施中。
- 下水汚泥の肥料化に際し、PFI（従来型）・DBO 方式の利活用も積極的に検討いただきたい。

図表 20 PFI（従来型）・DBO 方式の実施状況（R6.4 時点）

<PFI（従来型）> 10 契約

地方公共団体	PFI（従来型）事業名
大阪市（H18.4）	津守下水処理場消化ガス発電設備 整備事業
横浜市（H20.8）	北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備 整備事業
黒部市（H21.4）	下水道バイオマスエネルギー利活用施設 整備運営事業
大阪市（H23.4）	平野下水処理場 汚泥固形燃料化事業
横浜市（H24.7）	横浜市南部汚泥資源化センター 下水汚泥燃料化事業
豊橋市（H26.12）	豊橋市バイオマス資源利活用施設 整備・運営事業
愛知県（H26.12）	豊川浄化センター汚泥処理施設等 整備・運営事業
佐野市（H27.3）	佐野市水処理センター 再生可能エネルギー発電事業
横浜市（H28.8）	横浜市北部汚泥資源化センター 汚泥処理・有効利用事業
小山市（R3.11）	小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設 整備及び運営事業

<DBO方式> 44 契約 ※ 設計・施工・管理一括発注（DB+0含む）

地方公共団体	DBO方式 事業名
東京都（H16.11）	森ヶ崎水再生センター 小水力発電設備整備委託事業
東京都（H17.11）	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業
兵庫県（H19.2）	兵庫西流域下水汚泥処理場 1・2系溶融炉改築工事
佐賀市（H19.5）	佐賀市下水浄化センター 汚泥堆肥化事業
東京都（H20.6）	清瀬水再生センター 汚泥ガス化炉事業
薩摩川内市（H21.1）	汚泥再生処理センター 施設整備運営事業
広島市（H21.3）	広島市西部水資源再生センター 下水汚泥燃料化事業
愛知県（H21.12）	衣浦東部浄化センター 下水汚泥燃料化事業
東京都（H23.2）	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業（その2）
埼玉県（H23.12）	新河岸川水循環センター 下水汚泥固形燃料化事業
西海市（H24.11）	西海市エネルギー回収推進施設 整備・運営事業
滋賀県（H25.1）	湖西浄化センター 下水汚泥燃料化事業
北九州市（H25.4）	日明浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
熊本市（H25.4）	下水汚泥固形燃料化事業
京都府（H25.10）	洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
広島県（H26.10）	芦田川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

（R6.4.1時点で実施中のもの。国土交通省調査による）※図表の年月は事業開始時期

地方公共団体	DBO方式 事業名
静岡市（H26.12）	中島浄化センター 汚泥燃料化事業
秋田県（H27.7）	県北地区広域汚泥資源化事業（米代川流域下水道・大館処理センター）
福岡県（H28.1）	御笠川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
名古屋市（H29.2）	空見スラッジサイクルセンター 下水汚泥固形燃料化事業
大阪市（H29.9）	大阪市海老江下水処理場 改築更新事業
宇部市（H29.10）	玉川ポンプ場事業
福岡市（H29.12）	福岡市西部水処理センター 下水汚泥固形燃料化事業
京都市（H30.5）	鳥羽水環境保全センター 下水汚泥固形燃料化事業
市原市（R2.3）	松ヶ島終末処理場 下水汚泥固形燃料化事業
いわき市（R2.12）	いわき市下水汚泥等利活用事業
福知山市（R3.3）	福知山市汚泥処理施設 再構築事業
神戸市（R3.3）	神戸駅周辺地区 浸水対策事業
秋田県（R3.4）	県南地区広域汚泥資源化事業（秋田湾・雄物川流域下水道・横手処理センター）
兵庫県（R3.10）	兵庫東流域下水汚泥処理場 汚泥処理施設改築工事
大阪府（R3.12）	大和川下流域下水道今池水みらいセンター 包括管理事業
大分市（R4.1）	大分市下水汚泥燃料化事業
滋賀県（R4.3）	高島浄化センター コンポスト化事業
滋賀県（R4.10）	湖南中部浄化センター 下水汚泥燃料化事業
神戸市（R4.11）	東灘処理場汚泥処理施設 改築更新事業
福山市（R4.11）	新浜ポンプ場 改築事業
名古屋市（R4.12）	空見スラッジサイクルセンター 第2期事業（下水汚泥焼却施設整備等事業）
神戸市（R4.12）	ポートアイランド処理場 改築更新事業
大阪市（R5.3）	大阪市汚泥処理施設 整備運営事業
千葉市（R5.4）	千葉市南部浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
和歌山市（R5.10）	中央終末処理場汚泥処理施設 改築事業
大阪府（R5.11）	安威川流域下水道中央水みらいセンター汚泥処理施設 包括管理事業（設計・建設・維持管理）
周南市（R5.12）	徳山中央浄化センター 再構築事業
鶴岡市（R6.4）	鶴岡市公共下水道汚泥資源化（コンポスト化）事業

4 PFI（コンセッション方式）

- 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」2条6項で定義される「公共施設等運営事業」のこと。
- 公共施設等の管理者等が所有権を有し、利用料金を徴収する公共施設等について、公共施設等運営権の設定を受けて、運営等（※）を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの。 ※運営等＝運営、企画、改築、維持管理等
- 運営権者が収受する下水道利用料金は実施方針に関する条例及び実施方針に基づく。
- 今後、さらにヒト・モノ・カネの課題が深刻化する中、事業・経営の持続性を向上させるための一手段として、ウォーターPPP等のPPP/PFI（による経営ノウハウ、創意工夫、民間資金等の活用）が重要。

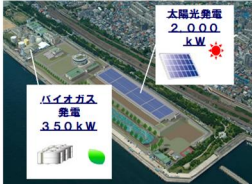
（参考：ガイドライン）

- 「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン」（R4.3版、国土交通省）

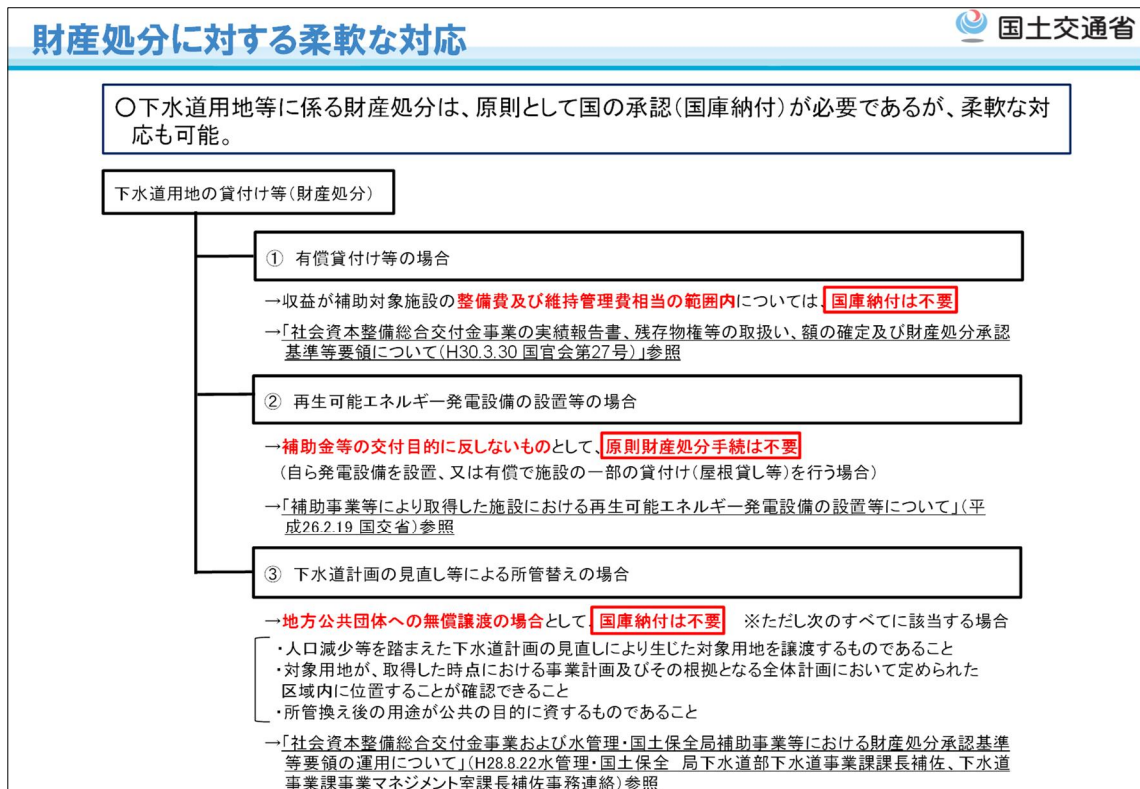
4) 下水道用地の利活用

- 人口減少等により当初想定した下水道施設等の整備を要しなくなったことなどに伴い、余剰地が増える見込みであり、施設用地の有効利用による収益確保が重要。
- 民間収益施設併設事業による下水道用地の活用事例は全国で 92 契約。(R6.4 時点)
- そのうち約 9 割が再生可能エネルギー事業（バイオガス発電、太陽光発電等）であり、各地方公共団体は収益施設を運営する事業者から賃料収入等を確保。
- 下水道用地等に係る財産処分は、原則として国の承認（国庫納付）が必要であるが、柔軟な対応も可能。

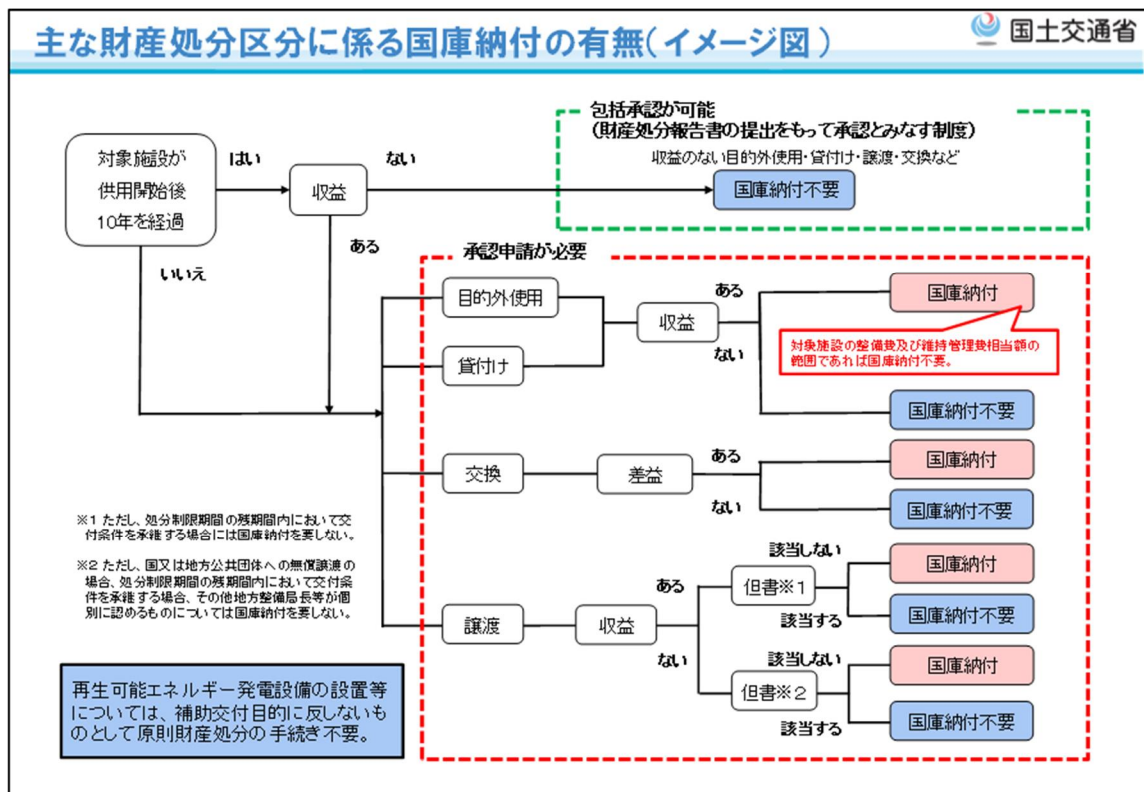
図表 21 下水道用地の利活用（先行事例）

下水道用地の活用	下水道用地(上部空間)の活用	下水道用地(上部空間)の活用 + バイオガスの活用
		
山形県 山形浄化センター	大阪府 竜華水みらいセンター	神戸市 垂水処理場
太陽光発電 (H25.10運転開始) ○山形県は下水処理場にある用地を民間事業者に貸付。 ○設備容量は約2000kW。 ○県は用地の賃料として、民間事業者から年間約460万円を受領。 ○財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。	スポーツ施設・スーパーマーケット等を併設 (H23.8開業) ○大阪府は下水処理場の上部空間を民間事業者に貸付(事業用定期借地権)。 ○賃料:年間約4,700万円 ※総額:約9億8,400万円(21年間) ○財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。	太陽光発電とバイオガスのダブル発電 (H26.3運転開始) ○神戸市と民間事業者との共同事業。神戸市は、民間事業者に下水処理場の上部空間、消化ガスを提供。民間事業者は太陽光・バイオガスによる発電事業を行い、売電収入の一部を市に支払い。 ○年間売電収入は 約1億7,000万円、そのうち約2割が市の収入。 ○財産処分区分は、目的外使用(収益あり)。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要

図表 22 財産処分に対する柔軟な対応



図表 23 財産処分と国庫納付の有無 (イメージ)



(3) 下水道の適切な維持管理について

1) 維持管理事故への対応

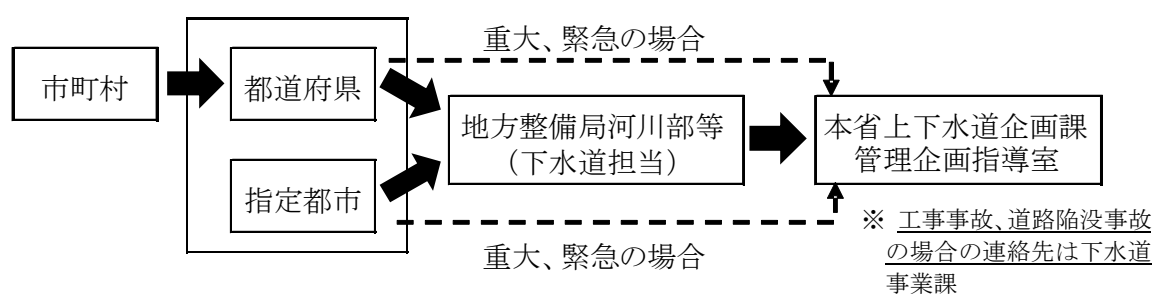
①事故発生時の情報連絡

(i) 事故報告

下水道維持管理上の事故発生時においては、都道府県・指定都市から地方整備局河川部等（下水道担当）に速やかに情報連絡されるようお願いする。

なお、重大な事故や緊急を要する場合は、都道府県・指定都市から本省上下水道企画課管理企画指導室にも併せて直接連絡されるようお願いする。

【情報連絡ルート】



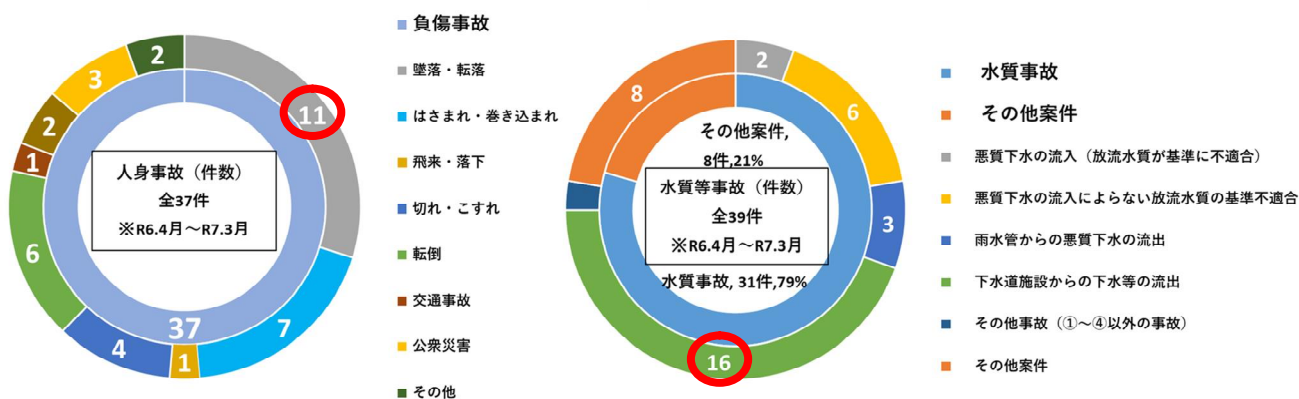
②事故の再発防止

(i) 維持管理事故の発生状況

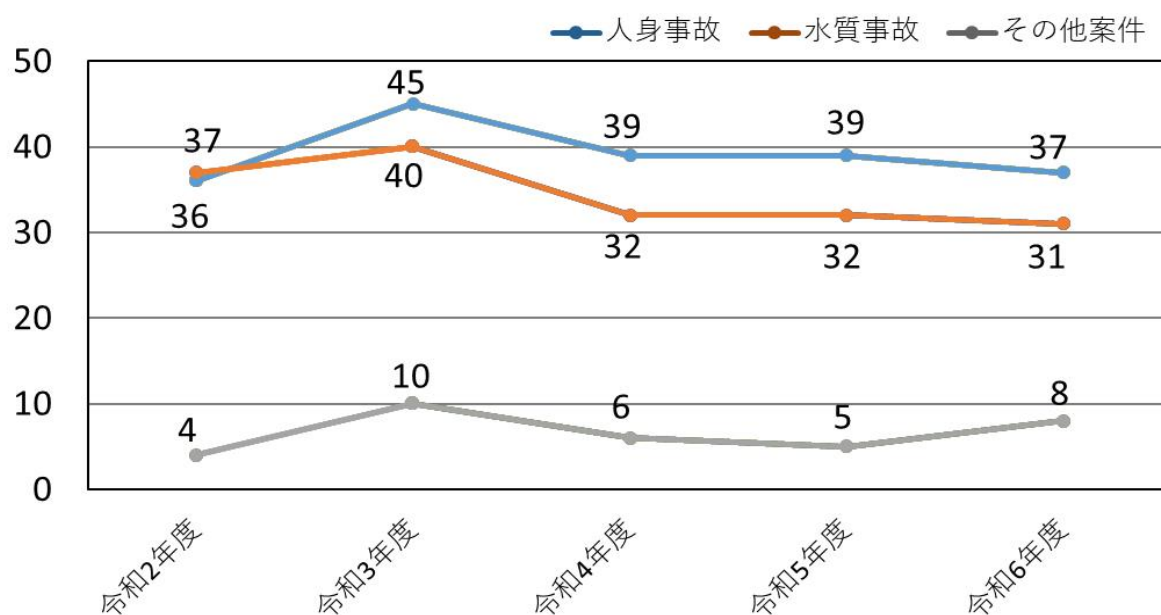
令和7年3月末時点において、人身事故が37件（うち死亡0件、負傷37件）、水質事故等が39件発生し、令和5年度の同時期に比べて人身事故は2件減、水質事故等は2件増となっている。人身事故は、「墜落・転落」、水質事故は、「下水道施設からの下水等の流出」が最も多くなっている。

基本的な安全対策についての不注意に起因する事故などが多く、基本事項の徹底等、事故防止について高い意識を持って維持管理作業に当たることが重要である。

➤ 発生事故分類別事故件数



➤ 維持管理事故件数の推移



(ii) 事故情報データベースの公開等

下水道維持管理上の事故情報をデータベース化し、国土交通省上下水道ホームページで公開している。併せて、死亡事故などの重大事故に関して、過去に発出した通知及び手引き・要領等についても公開しているので、事故等を未然に防止する観点から、本情報の活用をお願いする。

(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html)

2) 除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の延長

- 民間事業場等が公共下水道に排除する下水から有害物質等を除去する「除害施設」の整備の促進を通じて、下水道施設の機能確保、公共用水域の水質保全等の促進を図るため、当該施設に係る固定資産税の特例措置の適用期限が令和6年4月1日から令和8年3月31日まで2年間延長されたところ。
- 上下水道企画課管理企画指導室からは、上記に関して、事務連絡（令和6年4月1日付け「除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の適用期限の延長について」）を発出している。
- また、上下水道企画課管理企画指導室では、除害施設に関して、設置状況の把握および設置促進を目的とした調査およびヒアリングを全国の下水道管理者に対して実施した。
- なお、令和8年4月1日以降においても、引き続き本特例措置が受けられるよう、適用期限延長に向けて調整を行っている。
- 各下水道管理者におかれては、除害施設に係る課税標準の特例措置の対象となる事業者等に対して、積極的に活用いただくよう周知いただくようお願いした

い。

- また、本税制特例の対象外の事業者等に対しては、下水道管理者による行政指導や政府系金融機関や地方公共団体の融資制度等の支援等により除害施設の設置を促進するようご協力をお願いしたい。

3) 労務単価の適正な設定について

- 下水道における公共工事および維持管理業務の適正な実施のため、官積算に用いる労務単価の設定にあたっては、公共事業労務費調査に基づく「公共工事設計労務単価」および設計業務委託等給与実態調査に基づく「設計業務委託等技術者単価」を使用いただいている。
- 令和7年2月17日付けで、国土交通省不動産・建設経済局長及び港湾局長並びに農林水産省農村振興局長より令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について通知が発出されている。
- 同様に令和7年2月14日付けで、大臣官房技術調査課長及び港湾局技術企画課長並びに航空局航空ネットワーク部空港技術課長より令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について通知が発出されている。
- 上記の通知発出を受けて、上下水道企画課管理企画指導室から事務連絡（令和7年3月19日付「下水道維持管理業務における労務単価の適正な設定について」）を発出した。
- 下水道における維持管理業務についても同様に、労務費の実態を踏まえた予定価格の設定のため、できるだけ速やかに労務単価の改定を行うようお願いしたい。

4) 標準下水道条例の改正について

- 標準条例第6条においては、排水設備等の新設等の工事は、下水道管理者である地方公共団体が定める条例に基づき、市町村長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことはできないこととなっている。
- 令和6年1月に発生した能登半島地震では、広範囲の家屋損壊や地元工事事業者の被災により、指定工事店が不足し、排水設備の復旧が長期化した。これを踏まえ、令和7年4月22日付で標準下水道条例の改正を行い、被災地での排水設備工事が円滑に実施されるよう、災害その他の非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長の指定を受けた者に行わせる必要であると認めるときには、他の市町村長から指定を受けた工事店が被災自治体においても、排水設備等の新設等の工事を行うことができることとした。また、同日付けで上記に関する通知を発出した。
- 各下水道管理者におかれては、条例の改正を行う等、適切な対応をお願いした

い。

5) 官民連携手法を活用した有資格者の取り扱いについて

- 官民連携手法は、性能発注の考え方に基づく民間委託であり、民間事業者が、監督管理等及び下水処理場等の維持管理を適切に実施することで、一定の性能が確保できるのであれば、監督管理等、処理施設又はポンプ施設の運転方法の詳細等は民間事業者の自由裁量に委ねるという考え方。
- 監督監理等、下水処理場等の維持管理等に関する専門的な業務は、下水道法第22条に基づき、有資格者が実施することとされているところ、受託した民間事業者が、委託された専門的な業務について実質的な責任を負うのであれば、民間事業者側に有資格者を配置すればよく、下水道管理者側に配置する必要はない。(この場合、任意に下水道管理者側に配置することを妨げるものではない。)
- 一方、従来からの仕様発注においては、受託した民間事業者は下水道管理者の補助者的役割であり、下水道施設の実施設計や監督管理、処理場等の運転管理等の責任が下水道管理者に残ることから、従来どおり下水道管理者側に有資格者を配置する必要がある。

<官民連携手法における有資格者の配置>

官民連携手法 (<u>性能発注の場合</u>)	委託業務	
	監督管理等	下水処理場等の 維持管理
包括的民間委託	下水道管理者側	<u>民間事業者側</u>
指定管理者制度	下水道管理者側	<u>民間事業者側</u>
管理・更新一体マネジメント方式 (更新支援型)	下水道管理者側	<u>民間事業者側</u>
管理・更新一体マネジメント方式 (更新支援型) ※CMを含む	<u>民間事業者側</u>	<u>民間事業者側</u>
管理・更新一体マネジメント方式 (更新実施型)	<u>民間事業者側</u>	<u>民間事業者側</u>
P F I (コンセッション方式)	<u>民間事業者側</u>	<u>民間事業者側</u>

- 近年では、複数の地方公共団体において、下水処理場等の維持管理を行ううえで、ICTの活用等による複数の下水処理場等の集中管理が可能となっていることから、適切な集中管理設備を備えた下水処理場等に有資格者が1名配置されていれば、差し支えない。
- 官民連携手法の導入により事業運営を民間事業者に任せることとなるが、民間事業者の業務状況やサービス水準等を下水道管理者が適正に評価・監視するモニタリングが非常に重要となる。そのため、下水道管理者においても、引き続き必要な技術力の確保に努めていただきたい。

- 上下水道企画課管理企画指導室からは、上記に関して、課長通知（令和6年4月17日付「官民連携手法を活用した場合の下水道における監督管理等及び維持管理に関する下水道法第22条における有資格者の配置等について」）を発出した。

6）民間企業等に従事した経験の活用について

- 近年では、下水道の計画設計又は実施設計、工事の監督管理、下水処理場等の維持管理の業務を民間企業に委託する地方公共団体が増加しており、民間企業においても地方公共団体と同様の技術上の実務に従事し、経験を有する人材が増加している。また、人材確保の幅を広げ人事の活性化を図る等の目的から、一定の社会人経験を有する人材を対象に、いわゆる経験者採用試験を実施し中途採用を行う地方公共団体が増加している。
- これらを踏まえ、中途採用以前の職務経歴等において、民間企業又は他の地方公共団体における設計又は工事の監督管理に関する下水道等（下水道法施行令第15条で定める施設）の技術上の実務、下水道等（下水道法施行令第15条の3で定める施設）の維持管理に関する技術上の実務を経験している場合には、これらの経験についても資格取得に必要な実務経験として加算が可能と整理した。
- 上下水道企画課管理企画指導室からは、上記に関して、課長通知（令和6年4月17日付「民間企業等に従事した経験を下水道法第22条第1項及び第2項に定める資格取得に必要な実務経験に加算することについて」）を発出した。

加算可能な実務経験（具体的な業務例）

下水道の設計又は工事の監督管理 （下水道・上水道・工業用水道・河川・道路に関する技術上の実務）	下水処理場等の維持管理 （下水道・上水道・工業用水道・し尿処理施設の維持管理に関する技術上の実務）
--	--

● 終末処理場、汚水・雨水ポンプ場計画の策定（流入水量の検討、維持管理方針の検討など） 等 ● 汚水・雨水管きょ計画の策定（幹線・枝線ルートの設定、水理計算など） 等 ● 処理による水質向上の見通しの策定（削減負荷量計算など） 等 ● 浄水場・ポンプ場計画の策定（流入水量の検討、維持管理方針の検討など） 等 ● 送水管・配水管計画の策定（幹線・枝線ルートの設定、水理計算など） 等 ● 構造計算や詳細な工事図面の作成（平面図、断面図、構造図、仮設図など） 等 ● 設計書、図面、仕様書等に基づく工事の監督管理（施工確認、受注者への指示・協議など） 等	● 処理施設におけるごみや砂の除去、有機物の生物処理等 ● 消化・濃縮・脱水・焼却等のプロセスによる汚泥処理 等 ● ポンプ場における流入下水量調整のためのゲート操作、運転制御 等 ● 浄水施設におけるごみや砂の除去、薬品等による浄水処理 等 ● ポンプ場における流入水量調整のためのゲート操作、運転制御 等 ● 浄水施設におけるごみや砂の除去、薬品等による浄水処理 等 ● ポンプ場における流入水量調整のためのゲート操作、運転制御 等 ● 処理施設におけるごみや砂の除去、有機物の生物処理等 ● 消化・濃縮・脱水・焼却等のプロセスによる汚泥処理 等
--	---